

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	登記 地目	数量 (㎡)	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/ 容積率(%)	
	「媒介業務の対象となる国有財産一覧表（令和7年度第1回）」のとおり						

(注) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約(明示型)

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3ヶ月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。
ただし、契約締結の日は令和8年度本予算の成立及び執行可能となる日以降とする。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書(案)のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な（１）の書類を、（４）に示すいずれかの方法により（２）あてに提出するものとする。

（１）提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証(写) 1部

（２）申込書等の提出先

北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官

所在地:〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎10階

電話番号:011-709-2311 内線4467

(3) 提出期限

令和8年6月18日(木) 17時15分

(4) 提出方法

①持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。

②郵送による提出

郵送で申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法により、上記(3)の期限(必着)までに提出すること。

③上記①、②以外の方法による提出を希望する場合は、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官

所在地:〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎10階

電話番号:011-709-2311 内線4467

以上公告する。

令和8年3月27日

支出負担行為担当官

北海道財務局総務部長 遠藤 晃

媒介業務の対象となる国有財産一覧表(令和7年度第1回)

物件 番号	所在地	登記地目	数量(m ²)	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
3	室蘭市西小路町100番5、同番6 (8街区)	宅地	124.70	—	一種住居	60/200	439,000
4	室蘭市母恋南町3丁目50番18、同番24、同 番25、同番28 (30街区)	宅地・原野	3,186.67	—	一種住居	60/200	1,500,000
5	岩見沢市北2条西8丁目25番1、同番2、26 番、27番1、同番2、28番1、同番2 (4街区)	雑種地	894.21	—	二種中高	60/200	1,970,000
6	岩見沢市美園2条6丁目16番1 (1街区)	宅地	207.08	—	一種低層	40/60	2,050,000
7	岩見沢市美園2条6丁目17番1、同番2 (2街区)	宅地	452.89	—	一種低層	40/60	4,400,000
8	岩見沢市美園2条7丁目33番2 (1街区)	宅地	300.25	—	一種低層	40/60	3,430,000
9	滝川市新町1丁目43番9、同番17 (8街区)	宅地	365.89	—	一種住居	60/200	1,200,000
10	深川市2条34番1 (1街区)	宅地	1,424.58	—	一種住居	60/200	7,690,000
11	深川市2条34番23 (1街区)	宅地	512.70	—	一種住居	60/200	2,190,000
12	深川市あけぼの町2095番51 (22街区)	宅地	378.40	—	一種低層	40/60	248,000
13	深川市あけぼの町2122番169 (3街区)	宅地	1,684.70	—	一種低層	40/60	870,000
15	夕張郡栗山町字継立159番1 (—)	宅地	439.20	—	指定なし	指定なし	1,200,000
16	雨竜郡秩父別町字秩父別1527番32 (—)	宅地	343.82	—	指定なし	指定なし	663,000
17	白老郡白老町字石山350番 (—)	雑種地	6,395.93	—	工業	60/200	11,300,000
18	白老郡白老町日の出町3丁目47番35 (4街区)	宅地	1,379.71	—	一種住居	60/200	3,010,000
19	白老郡白老町日の出町3丁目47番36 (4、6街区)	宅地	2,642.06	—	二種中高	60/200	2,960,000
20	白老郡白老町緑丘1丁目2番17 (2街区)	原野	255.22	—	一種低層	40/60	1,080,000
21	白老郡白老町緑丘1丁目2番18 (2街区)	原野	250.21	—	一種低層	40/60	1,060,000
22	白老郡白老町緑丘1丁目2番19 (2街区)	原野	365.23	—	一種低層	40/60	1,490,000
23	沙流郡日高町字緑町1番4、9番14、同番15、 同番17、10番2、240番 (—)	宅地	2,087.49	—	二種住居	60/200	3,400,000
24	沙流郡日高町字緑町11番50、同番53、20番 4、21番2、22番114 (—)	宅地	2,540.56	—	二種住居	60/200	4,300,000

物件 番号	所在地	登記地目	数量(m ²)	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
25	浦河郡浦河町堺町西1丁目153番4 (1街区)	雑種地	218.46	—	指定なし	60/200	411,000
26	函館市榎本町75番15 (14街区)	宅地	321.71	—	一種住居	60/200	9,230,000
27	函館市大森町18番25 (13街区)	宅地 住宅建	47.21 建 36.36 延 36.36	木造 平屋建	二種住居	60/200	481,000
29	函館市栄町6番4、同番5 (11街区)	宅地 住宅建	724.82 建 147.69 延 437.31	鉄筋コン クリート造 3階建	近隣商業	80/300	26,526,000
30	函館市高松町105番220 (—)	雑種地	1,989.95	—	調整区域	50/100	6,790,000
32	函館市湯川町2丁目12番10 (12街区)	宅地 事務所建	771.30 建 206.18 延 760.22	鉄筋コン クリート造 4階建	商業	80/500	15,700,000
34	檜山郡江差町字橋本町115番1、同番2、同 番3、同番4 (—)	宅地	1,989.08	—	二種住居	60/200	10,300,000
35	留萌市沖見町3丁目218番 (—)	宅地	12,771.85	—	一種低層	40/60	19,900,000
36	留萌市沖見町6丁目17番9 (—)	宅地	470.88	—	一種低層	40/60	213,000
38	留萌市見晴町2丁目35番1 (—)	宅地	14,140.42	—	一種低層 二種中高	40/60 60/200	18,000,000
39	稚内市末広3丁目9番57 (3街区)	宅地 事務所建ほか	1,444.06 建 253.30 延 491.63	鉄筋コン クリート造 2階建 ほか	準工業	60/200	29,096,000
40	稚内市緑5丁目1610番133、同番498 (6街区)	宅地	4,634.98	—	一種中高	60/200	7,810,000
41	士別市東1条5丁目2番1 (—)	宅地	156.82	—	近隣商業	80/300	1,630,000
44	釧路市大楽毛南4丁目5番3、同番4 (5街区)	宅地	17,002.43	—	二種中高	60/200	23,900,000
45	釧路市知人町167番4、191番 (2街区)	宅地・雑種地	10,139.02	—	工業専用	60/200	31,900,000
48	根室市花咲港411番1 (—)	宅地	294.73	—	準工業	60/200	716,000
49	厚岸郡厚岸町港町4丁目40番 (—)	宅地	1,331.61	—	準工業	60/200	5,870,000
50	川上郡標茶町旭3丁目2番2 (2街区)	宅地 事務所建ほか	1,792.95 建 514.48 延 514.48	木造 平屋建	二種中高	60/200	2,010,000
51	川上郡弟子屈町朝日2丁目126番14、同番 15、同番16 (1街区)	宅地	1,977.37	—	一種住居	60/200	3,300,000
52	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番26 (—)	宅地	438.55	—	二種中高	60/200	855,000
53	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番27 (—)	宅地	572.13	—	二種中高	60/200	1,350,000
54	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番28 (—)	宅地	493.52	—	二種中高	60/200	995,000

物件 番号	所在地	登記地目	数量(㎡)	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
55	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番31 (―)	宅地	554.00	―	二種中高	60/200	840,000
56	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番32 (―)	宅地	307.15	―	二種中高	60/200	546,000
57	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番33 (―)	宅地	355.65	―	二種中高	60/200	372,000
58	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番34 (―)	宅地	460.09	―	二種中高	60/200	365,000
59	標津郡標津町字川北二条通14番1 (―)	宅地	803.86	―	指定なし	指定なし	1,700,000
61	小樽市幸3丁目5番1、同番10、同番11 (5街区)	宅地	1,085.32	―	一種低層	40/60	2,210,000
63	小樽市長橋4丁目25番6、同番42 (8街区)	宅地 住宅建	2,083.47 建 454.74 延 1,171.82	鉄筋コン クリート造 4階建	一種住居	60/200	10,830,560
64	小樽市若竹町127番2、同番4、同番17、同番 21、同番23、同番26、166番14、同番15、同番 16 (33街区)	宅地	2,337.07	―	一種中高	60/200	3,770,000
65	岩内郡岩内町字宮園59番24 (―)	宅地	527.85	―	一種中高	60/150	637,000
66	北見市朝日町48番16、同番186、同番571、 同番572、同番585、68番15、同番16、同番17 (―)	宅地	6,785.89	―	一種住居	60/200	53,500,000
67	北見市大町158番2 (―)	宅地	170.32	―	二種中高	60/200	1,140,000
68	北見市留辺蘂町栄町77番1 (―)	宅地	3,806.91	―	準工業	60/200	3,500,000
69	網走市大曲1丁目143番1、同番2 (1街区)	宅地	1,007.97	―	準工業	60/200	6,360,000
71	網走市新町3丁目78番8、同番9、同番10 (4街区)	宅地	1,004.45	―	一種住居	60/200	2,340,000
72	網走市緑町14番2、同番4、15番2、16番11、 同番28、同番32、同番33 (4街区)	宅地	1,389.24	―	二種中高	60/200	3,280,000

※この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています(記載事項は、掲載時点のものです。)

第一種低層住居専用地域・・・一種低層	準住居地域・・・準住居
第二種低層住居専用地域・・・二種低層	近隣商業地域・・・近隣商業
第一種中高層住居専用地域・・・一種中高	商業地域・・・商業
第二種中高層住居専用地域・・・二種中高	準工業地域・・・準工業
第一種住居地域・・・一種住居	工業地域・・・工業
第二種住居地域・・・二種住居	工業専用地域・・・工業専用
田園住居地域・・・田園住居	用途地域の定めなし・・・指定なし

(ただし、都市計画区域が市街化調整区域である場合は「調整区域」と記載しています。)